

果樹農業振興基本方針の考え方（案）

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 国際化の進展に対応した産地構造の改革

果樹農業については、これまで、産地において、担い手の明確化や生産から出荷・販売まで一貫した方針を持った取組が必ずしも行われていなかったことに加え、後継者不足や高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が見られる状況となっている。

今後、国際化の進展や食料消費の多様化に対応し、果樹農業の継続・発展を図るためには、消費者ニーズの動向に即した果実の生産を推進するとともに、果樹農業が集出荷施設等を核として産地を形成し、産地ごとに特色を持った取組が行われていることを踏まえ、目指すべき産地の姿を明確にした上で、戦略的な生産・販売により競争力のある産地を構築する必要がある。

(1) 果樹産地構造改革計画の策定

産地自らが、具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という）を策定する必要がある。産地計画には、量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産、高品質化の追求による高価格販売の推進、観光果樹園や直販による農村都市交流等、多様な戦略の選択肢の中から目指すべき産地の姿を明確に位置づけ、これを実現するための取組として「合意形成のための体制」、「担い手の明確化」、「担い手への園地集積の取組方法」、「園地基盤の整備」、「販売戦略」等を定めるものとする。

産地は、産地計画の策定を、関係機関が十分連携した合意形成のための検討体制（生産者、農業協同組合、市町村、普及センター、農業委員会等関係者による産地協議会）の下で推進するとともに、国や県は、産地計画策定のための目安の提示、市町村は、指導・調整等を行うことが必要である。

(2) 担い手の育成・確保

担い手については、産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っているという、果樹農業の実態を踏まえ、認定農業者制度を基本とし、産地自らが策定する産地計画において担い手とその育成方法を明確にするものとする。また、担い手以外の農業者の役割も明確にするものとする。

その場合、60代までの主業農家^(※)を中心に担い手を明確にするとともに、「新規参入者」、「農業生産法人へ発展していくことが見込まれる生産者組織」等、今後とも継続して果樹農業を担っていく多様な経営体についても、担い手に位置づけるよう配慮が必要である。

(※ 60代までの主業農家…農業所得が主で、農業に従事(年間60日以上)している60代までの者がいる農家)

(3) 産地計画に基づく生産基盤の構造改革

産地計画に基づく、園地の基盤整備・担い手への集積・労働力の確保については、担い手の育成に資する観点から、これらの取組を効率的に組み合わせた一体的な取組を推進するものとする。

特に、園内道整備、園地の傾斜緩和等の基盤整備に当たっては、優良品目・品種への転換、省力・低コスト技術の導入と併せて推進するものとする。

また、担い手に園地を集積するため、園地の傾斜、土壌条件等の園地情報を的確に把握・整備しつつ、園地の貸借を推進する体制の充実を図るものとする。

さらに、個人単位での雇用の確保には限界があるため、産地において労働力を調整するシステムの構築を図るものとする。その場合、産地内外の労働力を検討するとともに、多品目の複合経営、加工や観光果樹園等を含めた経営の多角化による労働力分散も視野に入れるものとする。

(4) 需要に見合った果樹生産の推進

近年、国際化の進展や食料消費が多様化する中、食べやすさ、おいしさ、多様な品目へのニーズが高まっており、これに的確に対応する生産供給体制の確立が必要である。

このため、産地計画においては、販売戦略の下、消費者ニーズに沿った品目・品種構成への転換等を推進することとし、具体的には、供給過剰が見込まれる品目・品種を対象に、改植等を積極的に推進するものとする。

この場合、優良晩かん類等国産果実の端境期需要（4～6月）に即した生産供給を促進すること、販売サイドと連携して「旬」や「品質の良さ」等を強調する上で、品質管理の高度化によるブランド化を推進すること等、産地の実情に即した取組が必要である。

また、高品質、食べやすさに着目した新品種の育成・導入を促進し、品目・品種の多様化を図るものとする。

2 担い手の経営改善

国産果実の需要が伸び悩む中、特に、うんしゅうみかん、りんごについては、生産量・品質の変動により価格が不安定であることから、平成13年度から18年度までを計画期間として、適切な需給調整を実施するとともに、それでもなお価格が基準を下回った場合には価格補てんを行う「需給調整・経営安定対策」を実施してきたところである。

(1) 需給調整の適切な推進

需給調整・経営安定対策の実施により、生産調整については、おおむね計画に近い水準を実現し、うんしゅうみかんでは隔年結果が是正されつつあるなど一定の成果が見られる。

しかし、生産出荷目標量の一律配分により高品質果実を生産する担い手の生産意欲が減退しており、また、一時的な出荷集中も見られ価格低下の要因となっている。

平成18年度まで実施する需給調整対策においては、これらの課題に対処するため、生産出荷目標量の配分方法の改善による担い手の生産拡大の促進等の運用改善を行うとともに、構造的な過剰感のあるうんしゅうみかん等について、国産果実の端境期需要に対応した晩かん類等への転換、条件不利園地の廃園を進めるものとする。

また、平成19年度以降についても引き続き需給調整の推進が不可欠で、生産者団体が中心となって実施することが必要であり、その場合、うんしゅうみかん等については、構造的な供給過剰の改善を引き続き推進するものとする。

加えて、うんしゅうみかん、りんごについて、一時的な出荷集中がある場合は、生産者団体の主導により生食用果実を加工用途に仕向ける措置を講じる必要がある。

さらに、その他の品目についても、これまでと同様、需要に見合った生産のための生産者団体主導の需給調整を実施することが必要である。

(2) 担い手への経営支援の推進

経営安定対策については、価格低落時の補てんにより担い手の経営安定に寄与しているものの、低品位果実の出荷による販売環境の悪化、毎年補てん対象となる県の存在等の課題への対処が必要となっている。

このため、平成18年度まで実施する経営安定対策においては、流通コストを下回って出荷される低品位果実について、補てんの対象から除外する等、担い手の経営安定に資するよう運用改善を行うものとする。また、気象災害による収量・品質低下により収入減を招く果樹の特性を踏まえて制度の改善が進められてきた果樹共済(特に災害収入共済方式)が、農業者のセーフティネットとして機能していることを踏まえ、その加入を促進するものとする。

また、平成19年度以降においては、適切な需給調整対策の実施を前提に、経営安定対策について、担い手の経営基盤の強化を支援するため、産地計画に即して行う小規模な基盤整備、園地の流動化、改植等による優良品目・品種への転換等に対する支援対策への移行を目指すものとする。併せて、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入促進により経営安定を図ることとする。

なお、平成19年度以降の需給調整、担い手への経営支援に関しては、その実効性を確保することが必要であるとともに、特に、経営支援対策は地域や品目に応じて必要とする対策内容が異なることから、具体的内容・仕組みについて更に検討を行うこととする。

3 国産果実の需要維持・拡大

果実等の摂取量は、生活スタイルの多様化等による食の外部化、簡便化志向等が進展する中、近年横ばい傾向で推移しているものの、厚生労働省が「第6次改定日本人の栄養所要量の活用(平成12年)」で定めた1日当たり目標摂取量150gを満たしておらず、世界的に見ても少なく、特に若年層で極端に少ない。

このため、平成13年度から「毎日くだもの200g運動」(1日当たり目標摂取量(可食部)150gに皮・芯等廃棄部分を含めると概

ね200g)を展開してきたものの、摂取量の少ない若年層の男女別の取組や取組を総合的に活かす工夫が十分でなかったり、生産者及び生産者団体が量販店等販売サイドとの連携した消費者への情報提供が不足していた。

今後は、消費者が果実を摂取することの重要性を再認識する取組の推進、消費者ニーズの多様化に対応した的確な情報提供、果実の重要性を次世代へ伝えるとの観点から、食育の推進が重要であることを踏まえ、次の事項について重点的に取り組む必要がある。

(1) 毎日くだもの200g運動の効果的な推進

「毎日くだもの200g運動」の各種取組（マスメディア、シンポジウム、イベント等）間の連携と取組対象者の重点化等を図り、年代別、男女別、目的別に果実の健康機能性、摂取目標量及び選び方・食べ方の情報提供の取組を一層、効果的に推進するものとする。

(2) 消費者への情報提供と関連産業との連携

生産者、生産者団体においては、量販店等販売サイドや外食産業等関連産業と連携し、多様な消費者ニーズを踏まえた販売戦略を構築することとする。さらに、品質、食べ頃、トレーサビリティ・システム等を通じた安全・安心に関する情報を、コスト負担にも配慮しつつ、消費者に的確に提供する取組が必要である。

また、国産果実の外食への導入、コンビニエンスストアでの販売、カットフルーツとしての活用などの取組を推進するものとする。

(3) 食育と連携した取組

幼稚園、保育園等幼少期からの国産果実摂取の定着化の推進や果実の健康機能性等の児童生徒及びその保護者への理解の促進を図るため、産地ごとに学校給食関係者や教育委員会と連携して、学校給食への国産果実の定着化を推進するものとする。

その場合、農林水産省、文部科学省、厚生労働省等が行う食育の推進とも連携をした取組を推進するものとする。さらに、体験学習の場として果樹園の活用も推進するものとする。

4 国産果実の輸出振興

果樹農業の活性化を図るため、東アジアの富裕層を対象に、高品質である国産果実の特性を活かし、輸出を強力に推進する必要がある。しかしながら、果実の輸出については、産地が個別に対応しており、また、安価な外国産果実との競争が激化している。

このため、生産者団体、都道府県、日本貿易振興機構等関係機関が連携し、輸出に必要な情報の効率的な収集と共有化を図りつつ、輸出を一体的に推進するための体制を整備するとともに、高品質な国産果実の優位性を活かした、新たな市場開拓や日本産ブランドとしての統一した出荷表示等を推進するものとする。

さらに、継続的かつ安定的な輸出を戦略的に推進するため、産地間の連携、集出荷・貯蔵体制の整備を推進するものとする。

なお、輸出の促進に当たっては、各国の輸出阻害要因を分析し、輸出環境改善の努力を強化すること等が必要である。

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間及び降水量に関する基準並びに気象被害を防ぐための基準を設定する。

なお、やむを得ず基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるように努めるものとする。

区 分		平 均 気 温		冬期の 最低極温	低温要求時間	降 水 量 4月1日～ 10月31日	気象被害を防ぐための基準
果樹の種類		年	4月1日～ 10月31日				
かんきつ 類の果樹	うんしゅうみかん	15℃以上 18℃以下		-5℃以上			腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと。
	いよかん、はっさく	15.5℃以上					
	ネーブルオレンジ、甘夏みかん、日向夏、清見、不知火、ぼんかん、きんかん	16℃以上					す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において-3℃以下にならないこと。
	ぶんたん類	16.5℃以上		-3℃以上			
	たんかん	17.5℃以上					す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において-2℃以下にならないこと。
	ゆず	13℃以上		-7℃以上			
	かぼす、すだち	14℃以上		-6℃以上			傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
	レモン	15.5℃以上		-3℃以上			す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと。 傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
りんご		6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400時間以上	1,300mm以下	
ぶどう		7℃以上	14℃以上	-20℃以上 欧州種については -15℃以上	巨峰については 500時間以上	1,600mm以下 欧州種については 1,200mm以下	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。
なし	日本なし	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水については 800時間以上	二十世紀については 1,200mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。
	西洋なし	6℃以上 14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,600時間以上	1,200mm以下	花蕾の障害を防ぐため、開花期において降霜が少ないこと。
もも		9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。
おうとう		7℃以上 14℃以下	14℃以上 21℃以下	-15℃以上	1,400時間以上	1,300mm以下	新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。
びわ		15℃以上		-3℃以上			
かき	甘がき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	800時間以上		枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。
	渋がき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上			枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。
くり		7℃以上	15℃以上	-15℃以上			新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。
うめ		7℃以上	15℃以上	-20℃以上			枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。
ずもも		7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000時間以上		花蕾の障害及び幼果の落果を防ぐため、開花期から幼果期において降霜が少ないこと。
キウイフルーツ		12℃以上	19℃以上	-7℃以上			新梢の枯死を防ぐため、発芽期において降霜が少ないこと。 枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。
パインアップル		20℃以上		7℃以上			

- (注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。
2. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生してもさしつかえないものとする。
3. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。
4. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

1 果実の流通の合理化

(1) 販売・流通形態の変化に応じた販売の推進

流通ルートや販売形態の多様化等の変化に対応し、消費者に信頼性の高い商品を提供するため、品質管理体制の一層の強化を図るものとする。

また、産地自らが果実専門店、量販店等多様な販売形態に即して果実の品質や出荷形態を見直すなどの取組を戦略的に進めるとともに、卸売市場法の改正に対応し、流通業者、販売業者等との連携のもとでブランド品等を活用しつつ、多様化する流通ルートを活用し積極的な販売に取り組むものとする。

(2) 流通コストの低減

流通面でのコスト低減を進める観点から、現行の外観を重視した果実の全国標準規格の廃止を含め、生産出荷団体による果実の出荷規格の見直しを検討するとともに、リサイクル可能な通いコンテナ等を使用した流通システムの確立を図りつつ、その導入を促進するものとする。

なお、流通コストの低減の推進に当たっては、各段階でのコストを明確化するとともに、産地においてもコスト意識をもって流通コストの低減に取り組むことが必要である。

さらに、生産から小売りまでの一貫した取引の電子化を進めつつ、電子タグ等の活用により、取引情報と物流の合理化を推進するものとする。

2 果実の加工の合理化

(1) 高品質果実製品の生産

今後とも果樹生産に伴い不可避免的に発生する加工原料用果実を利用するため、ストレート果汁等の高品質果実製品の生産を促進するとともに、加工原料用果実を安定供給するため、生産者団体と加工業者との長期取引契約を引き続き推進するものとする。

また、果汁以外の果実製品についても、国産果実製品としてのブランド化を進めることが必要である。

(2) 果汁工場の再編・合理化

みかん果汁工場は、低価格で輸入されるオレンジ果汁の影響で販売環境が悪化し、経営が厳しいことから、コストの低減、高品質果汁生産へのシフト等を推進するとともに、搾汁量が減少している工場は、再編も視野に入れた合理化を図る。

さらに、健康志向に見合った需要を開拓するため、機能性成分を損なわないような製品開発の推進や、加工に適する原料果実の確保や製造・保管における高度管理システムの導入を図るものとする。

(3) 原料原産地表示の推進

果実飲料の原料原産地表示の義務化について引き続き検討するとともに、当面は製造業者が強調表示するよう推進するものとする。

また、国産果実製品に含まれる健康機能性成分等を、消費拡大の観点から積極的にPRすることも重要である。

第6 その他必要な事項

1 食の安全・安心の確保、環境保全の推進等

食の安全・安心や環境問題に対する国民の関心の高まりに対応するため、土づくりを基本とし、化学合成農薬の使用を減少させるフェロモン剤や草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入の推進やそれに取り組む農業者(エコファーマー)の育成、新技術の開発を引き続き推進するとともに、食品安全のためのGAP(適正農業規範)の導入・普及に対する積極的な取組を推進するものとする。

加えて、鳥獣害被害の低減に向けた個体数管理、被害防止対策等について、一体的な取組を推進するものとする。

2 多面的機能の発揮

果樹農業は、果実の生産供給だけでなく、その生産活動を通じた「保健休養・やすらぎ・いやし」、「農業体験活動の場の提供」、「良好な景観の形成」等の多面的な機能を発揮しており、国民からの期待も大きなものとなっている。

これらの機能は、持続的な生産活動を通じて発揮されるものであることから、中山間地域等直接支払制度等を活用しつつ、果樹農業の持続的発展を図るとともに、観光農園などの都市農村交流等を通じた農村の振興を図り、多面的機能の一層の発揮に努めることとする。

3 低コスト・高品質生産技術の推進

消費者ニーズに対応した果実を低コストで生産するため、現在普及しつつある低樹高仕立て栽培等の省力化技術の導入、多品目・多品種経営による出荷時期の分散を推進するとともに、試験研究機関と連携し実用性の高い技術の開発により、生産の省力化・低コスト化を促進するものとする。

また、品質の高い新品種の導入、マルチ栽培、土づくり等による品質向上のための取組を推進するものとする。